

Ⅱ 基本政策の実現にむけて

(基本構想Ⅲ)

198 基本構想の改定

都心回帰による人口構成の変化など社会構造の変革は著しく、区を取り巻く状況も、めまぐるしく変化している。今後これらを視野に入れ、現状と将来を見据えた新たな時代に即した基本構想に改定する。

1 区民参加で基本構想の進行管理を行う

199 基本構想推進会議の運営

基本構想の実現を図るため、区民参画により基本構想実施計画の策定についての調査、検討及び実施計画の進捗状況について検証、評価を行う。

3年間の事業量	3年間の事業経費
実施計画の進捗管理、実施計画の策定	2百万円

2 区民への説明責任を果たす

200 区民参画手続きのルール化

より幅広い区民の多様な意見を反映した区政運営を進めるため、基本構想や各施策の重要な計画の策定・改訂等における区民参画のあり方について調査・検討し、*パブリックコメント制度をはじめとした様々な区民参画の手続きのルール化を図る。

201 ホームページ運営

IT化、電子自治体の進展に伴い、掲載量の増大や多様化に対応し、文京区全体としてのポータル（入口）の役割を果たすことのできる、安全で安定した環境を構築する。

3年間の事業量	3年間の事業経費
ページ数及び内容の充実	13百万円

*パブリックコメント 区の重要な政策、計画などの策定に当たり、意思決定をする前に、必要な情報とともに素案を公表し、それに対する区民・事業者などの意見や情報の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、区民等の意見等に対して、区の考え方を公表する手続。

(1) 区民の知る権利を保障する

202 行政情報センターにおける情報公開等の推進

情報公開用検索システムなどを有効活用し、区民の情報ニーズに迅速・的確に応えられる情報提供等を推進する。

3年間の事業量	3年間の事業経費
行政情報センターの運営 (資料の拡充と利便性の向上を図る)	6百万円

(2) 区民生活や区民参画に必要な情報を提供する

203 各種広報媒体による情報提供

区政情報を提供する媒体である、区報・CATV・ホームページなどには、それぞれ記録性、速報性、経済性などの特性がある。各特性を生かしながら、それぞれの媒体による効果的な情報提供を行う。

3年間の事業量	3年間の事業経費
①広報紙 月2回発行(1回 115,000部) ②行政情報番組制作 年間 約300本作成 ③メディアパートナー会議の実施 年5回実施	642百万円

(3) 情報の共有化を進める

202 行政情報センターにおける情報公開等の推進 【再掲】 → 107p

203 各種広報媒体による情報提供 【再掲】 → 107p

3 区民志向の質の高い効率的な行政体制を確立する

(1) 区政を区民に身近なものにしていく

- ① 区政の担当組織と職員名を区民がわかりやすいよう表示する。

② 苦情解決の体制をより明確化し、その充実を図る。

204 「区民の声」解決のシステムづくり

区民から寄せられる区政に対する意見等については、「区民の声」として広報課で対応している。この「区民の声」を基本として担当課と連携をとり、インターネットを活用した広範な「区民の声」処理システムを運営していく。

3年間の事業量	3年間の事業経費
「区民の声」を基本として、担当課と連携をとり、インターネット及び庁内LANを活用した迅速な「区民の声」処理を行う。	4百万円

③ 窓口業務をはじめとして区民にとって関連の深い行政サービスについては、一本化・総合化（ワン・ストップ化）を図る。

215 IT活用による利便性の高いサービスの提供 【再掲】 → 111p

④ 区民による区政実務の体験（*インターンシップ）制度を導入する。

205 インターンシップ

区民志向の質の高い効率的な行政運営を行うためには、区民などが区政に関心を持ち、その意見を区政に反映させることが必要である。区政への関心を高める方策として、区民及び区内大学の学生を対象としたインターンシップを実施する。

(2) 不断に事務事業を見直し、組織の簡素化・減量化を図る

① 行政評価システムを充実させる。

206 行政評価システムの充実

区民の視点からの評価、開かれた区政を実現するため、行政評価システムの充実を図る。

3年間の事業量	3年間の事業経費
行政評価システムの充実	1百万円

*インターンシップ 一般に、学生・生徒などが企業などで自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

② 行政を含む複数の事業主体が実施した場合の効果と費用を常に比較検討しながら、必要な事業については民間委託・*PFI（民間資本活用）などの導入やそのあり方の見直しを不断に行う。

207 公の施設の管理運営の効率化

指定管理者に対し第三者評価を含む実績評価を行い、次回の指定管理者選定につなげる。また、*指定管理者制度を導入した施設に関し、より適した管理運営方法を検討するとともに、それ以外の施設に関しても指定管理者制度その他の管理運営方法を導入できるか検討する。

3年間の事業量	3年間の事業経費
指定管理者の実績評価、施設管理運営方法の検討 指定管理者の指定（2回目）	1百万円

③ 柔軟で迅速な組織運営を行う。

208 柔軟で迅速な組織運営

時代の変化に即応し、迅速な意思決定や新たな課題への柔軟な対応ができるよう、より効率的で機能的な組織を目指すため、新たな施策を推進する組織体制を整備するとともに、事務量の変化に応じて必要な組織の見直しを行う。

④ 諮問機関の一旦廃止をふくめ、再編成を推進する。

209 諮問機関の活性化

より多くの区民による区政参画を実現するため、審議会等の委員構成や規定を見直すなど、諮問機関等の審議の活性化を図る。

(3) 高い資質と挑戦意欲をもつ職員を育て、活用していく

① 意欲・適性・能力の発揮を激励する職場づくりを進める。

*PFI Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

*指定管理者制度 シビックホールやスポーツセンターなどの「公の施設」について、その設置目的を効果的に達成するため、議会の議決を経て、公共的団体や民間事業者、NPO等に管理運営を委ねる制度。

210 効率的な事務運営・改善への取り組み

事務改善委員会において更なる事務の見直しを行うとともに、職員提案については、*グループウェアを積極的に活用し制度の周知や提案募集を図る。また、職員課と連携し、昇任時研修等を活用した職員の改善意欲とスキルの向上を図る。

② 公募制の活用や民間などとの人事交流を進める。

211 人事交流の推進

都、他の地方公共団体及び民間企業との人事交流を促進することにより、官民を通じたより広範な関係を構築する。具体的には、任期付職員を採用し、民間活力の活用を図る。

③ 人材育成指針を策定する。

212 職員育成基本方針の推進

文京区職員育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を推進することにより新しい時代の職員育成を図っていく。

④ 公平で客観的な人事考課を行う。

213 人事考課の実施

「目標申告制度」、「業績評価制度」及び「本人開示及び苦情相談制度」による人事評価制度を継続して実施する。

3年間の事業量	3年間の事業経費
人事評価制度の継続実施 ・評価者訓練の実施 ・被評価者に対する制度周知研修の実施	2百万円

(4) 全庁的な最新の情報システムを整備していく

① 区としてのIT戦略を確立する。

214 IT活用による迅速で効率的な区政の実現

国の新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）を踏まえ、新たな情報化施策の基本的指針とすべき「第3次電子自治体推進プラン」（平成20年度～22年度）に基づき電子自治体の基盤整備を進める。

*グループウェア 企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、メンバー間の打ち合わせや特定のテーマについて議論を行うための電子会議室機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能などがある。

030 インターネットを活用した文京アカデミア講座 【再掲】 → 61p

201 ホームページ運営 【再掲】 → 106p

② 区民サービス事務のコンピューター処理を推進する。

215 IT活用による利便性の高いサービスの提供

IT活用により、行政情報の広範で迅速な提供と、区民を中心とした情報交換の促進と活性化を図り、区政への住民参画による協働・協治を推進する。

214 IT活用による迅速で効率的な区政の実現 【再掲】 → 110p

③ インターネットの接続も視野に入れたLAN（構内情報通信網）を構築する。

214 IT活用による迅速で効率的な区政の実現 【再掲】 → 110p

④ 文書管理・検索システムを導入する。

216 文書管理システムの導入

迅速で効率的な文書事務を推進するため、総合的な文書管理・検索システムを導入する。併せて、電子決裁の導入についても検討を行う。

(5) 既存の区の施設の複合的な有効活用を図っていく

① 利用度の低い施設及び施設内の空間について、地域における多目的な活用を図る。

② 幼児・児童・高齢者など年齢層別または世代別に設置された施設について、世代間の交流ができるように多目的な活用を図る。

168 交流館の運営 【再掲】 → 96p

③ 複合的な活用を図る施設について、総合的な管理システムを構築する。

168 交流館の運営 【再掲】 → 96p

4 透明で厳正な財政運営を行う

217 公会計制度の検討

資産や債務、行政サービスのコスト等を正確に把握し、区財政の状況を的確に区民に示すため、*複式簿記の導入、財務諸表の作成について検討を行う。

① 必要性、公平性、有効性など、より明確な方針に基づく予算編成に徹する。

218 明確な方針に基づく予算編成

毎年度、予算編成方針を定め、その中で予算編成の目標を明確にし、全庁的にこれを共有して予算編成に取り組む。

② 事務事業における受益と負担の関係について、区民に対し判断しやすい情報を明示する。

219 受益と負担の関係の情報の明示

行政コスト計算書を作成、公表することにより、税負担と行政コストのバランスを明らかにする。

③ 区の補助金について、廃止をふくめ、事業ごとにそのあり方を見直す。

220 補助金の見直し

事務事業評価などにおいて、成果や効果を評価し、効率的で効果的かつ適正な補助金となるよう見直しを行う。

④ 予算執行を通じて明らかになった課題の解決を、次の予算編成に反映させていく。

221 成果主義に基づく予算編成

事務事業評価などにおいて、個々の事業の課題を分析、検討し、それを次の予算編成に活かす。

*複式簿記 簿記には「単式簿記」と「複式簿記」があり、地方公共団体の会計は、明治以来、単年度の現金の収支を重視して、現金の出入りを記録する「単式簿記」が採用されている。一方、民間企業では資産、負債、費用、収益等のいずれかに属する勘定科目を用いて、借方と貸方に同じ金額を記入する仕訳と呼ばれる手法で、日々発生する会計の動きを記録・計算・整理する「複式簿記」が採用されている。